

平成 30 年 1 月 19 日 期限受付分

## 勝山中学校・鶴橋中学校 学校設置協議会 学校再編に向けての不安点・疑問点などに対する回答

**行政の進め方について**

Q. 勝山中学校地区の方（地域全体）が統合するという事で、「鶴橋中学校を勝山中学校へ迎え入れる側である」と誤認している方が多くいると一部関係者から聞いているが、新たに両中学校が「再編」される、新中学校の開校場所が現在の勝山中学校であることとして、地域を含めた説明会で十分に説明し、理解を得ているのか？現時点でこのような誤認が多くあることは、情報が行き届いていないのではないか？

A. 勝山中学校・鶴橋中学校学校設置協議会を立ち上げる前に、勝山中学校区と鶴橋中学校区で学校整備計画案の説明会を開催し、両中学校の再編にあたっては、新たな校区のもとで勝山中学校と鶴橋中学校の校地等を比較し、より良い教育環境への整備が見込まれる勝山中学校の校地を活用して、新たな中学校を設置する案を説明してきました。また、説明会での説明内容等については、小・中学校を通じた資料配布や地域での回覧等を通じて、地域みなさんに伝わる形での広報を実施しています。今後も、学校設置協議会での議論内容など、地域みなさんにきちんと情報が伝わるよう広報に取り組んでいきます。

Q. P T A 実行委員からの意見及び要望は、その都度、担当課長に提示しているが、すべてがあらゆる理由をつけられ、却下された。なぜ現場の意見を取り入れないのか？

A. P T A 実行委員からいただいたご意見・ご要望にはその内容をお聞きし、可能な限り対応しております。例えば、学校設置協議会の各中学校 P T A から推薦いただく委員数は、委員ごとの参加負担の軽減、小学校 P T A などより多くの方の意見反映などの鶴橋中学校 P T A からのご意見を受け増員しております。また、ご意見としていただきました再編時に当事者となる小学校の保護者向け説明会についても、各小学校 P T A と協議し、開催してきたところです。

Q. 協議会設置についても協議会委員の選出にかかる時間ですら区役所の都合で決められるのはなぜか？急がず理由が不明である。委員選出に十分な時間を与えてもらえず、暫定的な選出、にわか選出になっていて問題である。

A. 協議会委員の推薦にあたっては、正式なご依頼は平成 29 年 12 月 4 日の学校整備計画（案）説明会の終了後とならざるを得ませんでした。各組織のなかでご検討いただく時間が必要なため、9 月に各地域まちづくり協議会及び勝山中学校 P T A に、10 月に鶴橋中学校 P T A に、それぞれご説明し人選の検討依頼をさせていただいており、最終的に 12 月 14 日にその回答をいただいたところです。

平成 30 年 1 月 19 日 期限受付分

## 勝山中学校・鶴橋中学校 学校設置協議会 学校再編に向けての不安点・疑問点などに対する回答

Q. 委員の中に該当の児童・生徒がいない完卒の保護者が多いのも問題である。(委員の中に該当児童・生徒がいる保護者がいれば)開校後、スムーズにスタートし、問題が起こった場合においても在籍保護者である方が現場の状況を理解し、協議会内容も把握しており、早急に対応することができる。PTA 役員であるなしにかかわらず、再度、きちんと委員選出をやり直すべきである。

※すべては区役所側の一方的かつ強引なやり方が原因である。PTA 側は再編問題に対し、子どもたちのことを考え、真剣に受け止め区役所からの話に向き合い協力しているにも関わらず、区役所側が非協力的であるのはいかなるものか。強引なやり方は問題である。

A. 平成 29 年 10 月に鶴橋中学校 PTA に事前説明を行った際、当事者となる小学生の保護者にも入ってもらった方がいいとの意見を受け、委員推薦の際には現役の保護者を含めた方を選出することができるよう委員数を増員したところです。

Q. PTA 保護者からの意見・質問・要望に対し、すべてが明確ではないのは問題である。「検討する」が多すぎる。

A. いただいた意見や質問、要望については、本市の考え方や方向性を、説明会などの場や QA 資料の公表によりお示ししてきました。今後は学校設置協議会や専門部会において説明、報告を行っていきませんが、具体的な取組など予算が必要な内容については、その予算について市会での議決を得た上での対応となることをご了承願います。

Q. まずは「学校の場所」「開校時期」「校名」が合意事項で必須となるとあるが、これ以前に、合意できる条件として、PTA 保護者からの意見、質問、要望に対し、まずは、いつまでも「検討」ではなく書面を持って確約すべきである。

A. いただいた意見や質問、要望については、本市の考え方や方向性をお示ししながら、対応可能なものから順次対応しております。しかし、具体的な取組など予算が必要な内容については、その予算について市会での議決を得た上での対応となることをご了承願います。

Q. 現在、受験シーズンで学校長はじめ教員の方々には再編に対することで時間を使うのではなく、子どもたちの受験に集中してほしい。この時期に協議会をスタートさせている時点で、区長が真面目に子どもたちのことを考えているとは思えない。

A. 学校の教育課程につきましては学校長の管理下にあり、受験生の対応には 3 年生担任を中心に当たっています。管理職が学校設置協議会に参加することで、大きな影響を及ぼすものではないとの認識を持っています。また、秋にも区担当教育次長として学校訪問を行い、ヒアリングを通じて今年度の受験生や学校の状況につきましては確認し、教育委員会と連携して随時支援しています。一方、生徒の教育環境の改善は区長としても、学校長のマネジメントにおいても、喫緊に取り組まなければならない課題の 1 つです。今後も、教育委員会と連携して学校支援にあたっていきます。

平成 30 年 1 月 19 日 期限受付分

**勝山中学校・鶴橋中学校 学校設置協議会 学校再編に向けての不安点・疑問点などに対する回答**

Q. 鶴橋中学校 3 年生の国語担当教員が度々変わり、そのため、授業が大幅に遅れ、定期テストが期間内に行えないという異常な事態を教育委員会はどう考えているのか？再編で教育環境改善をうたう前に、まずは目の前の問題をきっちりと解決すべきではないか？これまでの対応の悪さに、子どもの教育環境改善など全く信用するに至らない。

A. 教育委員会としては、教員の欠員に関してはできる限り速やかに講師等を配置できるように努めています。鶴橋中学校については、当該教諭の欠員に対して、一定期間講師を配置できず、配置までは学校の工夫で他の教員等が授業を行っていましたが、現在は講師を配置できています。

定期テストについては、学習進捗の状況を踏まえ、生徒に影響を与えないよう配慮し、当該教科については期間をずらして実施しています。

**学校設置協議会について**

Q. 協議会での協議決定事項以外である教育カリキュラム、学校間の交流事業、職員体制づくりについて、協議会において案を定期的に提示いただき、意見を述べる機会を与えていただきたい。

A. 教育内容や交流行事、職員体制等に関しては、引き続き教育委員会と学校が連携をとりながら検討を進め、その結果や進捗に関しては適宜、協議会において報告を行ってまいります。

**クラス編成について**

Q. クラス編成はどうなるのか？

A. 1 クラスあたりの生徒数については、大阪市全体のルールがあるので、1 クラスあたり 40 名という基準を変更することはできません(※)。

(※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、1 学級の児童・生徒数は 40 人を標準とすることが定められており、教職員についても、学校規模により定数が定められている。)

Q. 少人数、単学級が問題で学校設置協議会が発足したのだから、再編後の学級数が今の各々の学級数の足し算以上の数になるようにお願いしたい。

A. 学級数については、生徒数に応じて編成することになっており、大阪市全体のルールがありますので、1 クラスあたり 40 名という基準を変更することはできません(※)。子育て支援の充実、教育環境の充実等を通して、「生野で子育てしたい」世代を呼び込むとともに、魅力ある学校、行きたいと思われる学校づくりに取り組み、新しい中学校への進学率を高め、現在の両中学校の学級数の合計以上となるよう努めていきます。

(※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、1 学級の児童・生徒数は 40 人を標準とすることが定められており、教職員についても、学校規模により定数が定められている。)

平成 30 年 1 月 19 日 期限受付分

## 勝山中学校・鶴橋中学校 学校設置協議会 学校再編に向けての不安点・疑問点などに対する回答

**教員の体制について****Q. 教職員配置はどうか？**

A. 教員数については、学級数を基準として配置しています。また、1 クラスあたりの生徒数については、大阪市全体のルールがあるので、1 クラスあたり 40 名という基準を変更することはできません。ただし、再編によって学級数が増えますので、現在の勝山中学校、鶴橋中学校よりも、常駐できる教員数は増えます。

また、学校再編を実施した学校に関しては、国からの教員の加配があります。大阪市としても、再編による生徒の不安の緩和等に資するため、配置する教員数について検討します。

**Q. 今まで少人数をさらに分けて丁寧に授業を受けさせてくださっていたのに、人数が増えることによって教員不足や教室不足が起こらないように、教員の人数にも配慮をお願いしたい。**

A. 教員数については、学級数を基準として配置しています。また、1 クラスあたりの生徒数については、大阪市全体のルールがあるので、1 クラスあたり 40 名という基準を変更することはできません。ただし、再編によって学級数が増えますので、現在の勝山中学校、鶴橋中学校よりも、常駐できる教員数は増えます。

本市においては、各校において習熟度別少人数指導を実施するため教員の加配を行っており、再編後の新校においても同様に配置します。また、学校再編を実施した学校に関しては、国からの教員の加配があります。大阪市としても、再編による生徒の不安の緩和等に資するため、配置する教員数について検討します。

**Q. 1 年かけて交流しても、一緒になってから起こる人間関係の問題や受験生に対しての進路指導で教員の方の負担が大きくなるようお願いしたい。**

A. 教員数については、学級数を基準として配置しています。また、1 クラスあたりの生徒数については、大阪市全体のルールがあるので、1 クラスあたり 40 名という基準を変更することはできません。ただし、再編によって学級数が増えますので、現在の勝山中学校、鶴橋中学校よりも、常駐できる教員数は増えます。

また、学校再編を実施した学校に関しては、国からの教員の加配があります。大阪市としても、再編による生徒の不安の緩和等に資するため、配置する教員数について検討します。また、教員の負担軽減に資するため、心の専門家であるスクールカウンセラーを引き続き週 1 回配置します。

平成 30 年 1 月 19 日 期限受付分

**勝山中学校・鶴橋中学校 学校設置協議会 学校再編に向けての不安点・疑問点などに対する回答**

Q. 再編後の教員や職員の人数は、生徒や学級数によらず、余裕を持った人員の加配をお願いしたい。

A. 教員数については、学級数を基準として配置しています。また、1 クラスあたりの生徒数については、大阪市全体のルールがあるので、1 クラスあたり 40 名という基準を変更することはできません。ただし、再編によって学級数が増えますので、現在の勝山中学校、鶴橋中学校よりも、常駐できる教員数は増えます。

また、学校再編を実施した学校に関しては、国からの教員の加配があります。大阪市としても、再編による生徒の不安の緩和等に資するため、配置する教員数について検討します。さらに、スクールカウンセラーや部活動指導員、地域の方や事業者などの外部講師による出前授業など外部人材との連携により教育活動をサポートする生野区版の「チーム学校」の実現に取り組み、教員の時間を授業と生徒に向けるための支援を行っていきます。

**勝山中学校と鶴橋中学校の交流について**

Q. 開校までの学校間交流事業が早くから標記されているが、その事業内容の具体的な提示は？区役所、教育委員会双方で決めた確約内容を早く提示すべき。

A. 交流事業の具体的な内容については教育委員会と学校が連携をとりながら検討を進め、決定した内容等については、速やかに協議会等で報告を行います。

**習熟度別授業について**

Q. 英語・国語・数学を習熟度別に授業（少人数制授業）

A. 本市においては、各校において習熟度別少人数指導を実施するため教員の加配を行っており、再編後の新校においても同様に配置します。

**給食について**

Q. 給食についてはどうなるのか。

A. 学校再編後も、現在両中学校で実施している、学校調理方式（給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する方式）での給食を継続していきます。

**部活動について**

Q. 部活動についてはどうなるのか。（教員指導は必ず）

A. 学校規模や現在の生徒の活動状況、顧問の確保等を踏まえながら、新たな学校に設置する部活動について検討を進めていきます。なお、指導については、教員の負担軽減のために、教員に加えて、平成 30 年度から実施予定の部活動指導員も行うことができることとしています。また、来年度から部活動の合同実施ができないか等についても早急に検討を進めていきます。

平成 30 年 1 月 19 日 期限受付分

## 勝山中学校・鶴橋中学校 学校設置協議会 学校再編に向けての不安点・疑問点などに対する回答

Q. クラブ活動について、今活動しているクラブ活動は継続できるのか？

A. 再編後の学校は各学年 3 学級規模になると想定していますので、新たな学校の規模に見合った部活動数を検討する必要があります。今後、学校で現在活動している生徒のことにも配慮しながら部活動の継続について検討していきます。

**民族学級について**

Q. 民族学級はどうなるのか？

A. もとの学校の伝統・文化や各学校の特色ある教育活動の取組は、再編後の新しい学校にも引き継がれることとなります。基本的には民族教育（多文化共生教育）の取組もその一つであると考えておりますが、新たな学校に引き継ぐ取組については各学校間で協議、検討を行い、学校設置協議会へ報告するなどして決定していくものと考えています。

なお、増加する帰国・来日等の子どもをはじめ、本市の子どもたちが国際社会において生き抜くための力の育成をめざし、大阪市では平成 29 年度から民族学級、民族クラブ、国際理解クラブのそれぞれの取組を統合し、国際クラブと総称しています。

**スクールカウンセラーについて**

Q. スクールカウンセラーの配置はどうなるのか？

A. 現在と同様に、引き続きスクールカウンセラーを週 1 回配置します。

**P T A について**

Q. P T A の規約、会費、役員・委員会の割合はどうなるのか？入学式・卒業式の保護者代表のスピーチは、4 つの小学校が交替になると思うが、とても気になっている。

A. P T A の規約などの内容については、両中学校の P T A の中で話し合いをしながら決めていくこととなります。開校時期について協議会の方針が決まれば、その時期を目標に両中学校 P T A で具体検討に入っていただくことができます。区としても他区での事例を提示するなど協力を行っていきます。

Q. それぞれの中学校の P T A の活動（バレーボールなど）について、平成 31 年 4 月に開校するのであれば、開校に間に合うよう今後の活動について話し合う時間がほしい。

A. P T A の活動については、両中学校の P T A の中で話し合いをしながら決めていくこととなります。開校時期について協議会の方針が決まれば、その時期を目標に両中学校 P T A で具体検討に入っていただくことができます。区としても他区での事例を提示するなど協力を行っていきます。

平成 30 年 1 月 19 日 期限受付分

## 勝山中学校・鶴橋中学校 学校設置協議会 学校再編に向けての不安点・疑問点などに対する回答

**学校体育施設開放事業について**

Q. 本事業において、鶴橋中学校の体育館は学校再編後も引き続き利用できるのか？

A. 新たな中学校における学校体育施設開放事業のあり方については、今後、両中学校の運営委員会と協議していきませんが、新たな中学校に運営委員会を設置のうえ運営していただくことを考えています。

なお、新たな中学校における開放日数を踏まえた利用団体間の利用調整の結果、体育館での活動に支障が生じる場合、暫定的に鶴橋中学校の運動場を第 2 運動場として活用することから、体育館についても暫定期間中は学校体育施設開放事業として利用できるよう、区役所が教育委員会事務局と調整していきます。

**跡地の管理について**

Q. 再編後の鶴橋中学校は新しい中学校の第 2 グラウンドとして使用することは決定しているのか？小学校の再編が決定すれば、鶴橋小学校を第 2 グラウンドとする案であったが、それまでは鶴橋中学校が第 2 グラウンドとして使用できると考えてよいか？

A. 再編後の新たな中学校の運動場が狭隘になり、体育科活動や、部活動などの活動場所に制約が生じてしまうことから、勝山中学校区・鶴橋中学校区の小学校が再編されるまでの期間は、暫定的に鶴橋中学校の運動場を第 2 運動場として活用します。

Q. 再編後の鶴橋中学校の施設管理やメンテナンス、セコム等を継続してほしい。子どもたちがクラブ活動や体育などで鶴橋中学校を使用するのであれば、安全に使えるよう予算をつけて管理をお願いしたい。

A. 暫定活用等の期間においても市有財産であることから行政の責任において管理します。

**災害時の備蓄物資について**

Q. 災害時における鶴橋中学校に備蓄されているものは以後どうなるのか？関係地域の方々はすべて把握・納得済みなのか？

A. 鶴橋中学校の備蓄物資について、暫定活用等の期間はこれまでと同様に保管します。以降については、他所への移転により、区内必要備蓄数を確保していきます。跡地を処分する際には、避難場所の代替地も示しながら、説明を行っていきます。

平成 30 年 1 月 19 日 期限受付分

## 勝山中学校・鶴橋中学校 学校設置協議会 学校再編に向けての不安点・疑問点などに対する回答

**子ども・保護者の不安への対応について**

Q. 今まで子どもたちに対する説明会はなかったように思う。一番の当事者への説明や意見交換などの時間を設けて、自分たちが大人の犠牲だと感じている子達が少しでも希望を持てるよう配慮をお願いしたい。

A. 生徒への説明に関しては、生徒の状況がよく分かっている学校から行うことが適切だと考えています。生徒が誤解を招かないよう開校時期等を明確にしたうえで説明するなど、説明時期・説明内容については学校と連携をとりながら取り組みます。さらに、生徒が再編について前向きにとらえられるような取組の検討も進めたいと考えています。学校の判断で行政からの直接の説明が必要であるということであれば説明の機会を持つことはできます。

Q. 平成 31 年度に再編となった場合、受験に関する不安や疑問などを現在の中学 1 年生の保護者や生徒に対し早めに聞き取りし、適宜回答をしてほしい。

(ex. チャレンジテストの結果、1・2 年時と 3 年時は学校が変わっているが、内申に反映するにあたっては問題ないのか? など)

A. 入試制度全般については、学校における進路指導や進路説明会等を通して、適宜丁寧に説明を行っていきます。不安や疑問に対する聞き取り等に関しては学校における指導との兼ね合いを踏まえ実施について検討していきます。